

区報平成30年12月1日号掲載

## 消費生活センターから

# インターネット 利用詐欺にご注意！



### ●【電話をしないで】

#### 《 事例 》

パソコンでインターネットを閲覧中、「ウイルスに感染している」「個人情報流出する」という表示が出て消えない。画面に表示されている問合せ先に電話すると、「パソコンの遠隔操作をするのでソフトを導入するように」と指示された。更に、クレジットカードを利用したセキュリティソフトの購入を持ちかけられた。

#### 《 アドバイス 》

電話をしないで下さい。もし電話をしてしまっても、遠隔操作の許可や契約をしないようにしましょう。クレジットカードの情報を悪用されたり、無断で契約されるケースもあります。

### ●【サイトを開かないで】

#### 《 事例 》

宅配業者から、不在のお知らせが携帯電話にSMS（ショートメッセージサービス）で届き、指定サイトを開いて電話番号と認証番号を入力したが、宅配便が届かない。

#### 《 アドバイス 》

宅配便事業者を名乗り、不特定多数の携帯電話に送信される「なりすましメール」です。心当たりのないSMSの指定サイトは開かずに削除して下さい。

### ●【通販サイトで購入する際は注意して】

#### 《 事例 》

SNSの広告で見つけた通販サイトで、「在庫処分80%OFF」のダウンジャケットを購入し代金を振り込んだ。商品が届かないため、電子メールで問い合わせたが、返信がない。

#### 《 アドバイス 》

通販サイトで商品を購入したが、「商品が届かない」「偽物が届いた」といった相談は多く寄せられています。普段利用しない通販サイトでの商品購入時は、下記の点に注意し安易な利用は避けましょう。

#### ◎ 注意点

- ▼販売価格が大幅に値引きされている
- ▼支払い方法が銀行振込みのみになっている
- ▼利用規約等の漢字の字体や日本語の表現がおかしい
- ▼事業者の電話番号の記載がなく、住所も番地がない